

鳥取縣公報

第 千 拾 六 號
昭和十四年三月三十一日
金曜日

縣 令

◆鳥取縣令第六號

警防團令施行細則左ノ通定ム

昭和十四年三月三十一日

鳥取縣知事

副

喬

雄

警 防 團 施 行 細 則
第 一 章 通 則

第一條 警防團ノ設置廢止又ハ名稱組織及區域ノ變更ハ之ヲ告示ス

第二條 各市町村ニ於ケル警防團ノ分團部班及警防員ノ定數ハ別表ニヨル

但別表ハ之ヲ公示セス

第三條 市町村長警防團ノ設置ヲ申請セントスルトキハ左ノ事項ヲ詳具スヘシ

一 名稱及事務所

二 區 域

三 組織及定員

00123

- 四 旗幟ノ概要
- 五 給 與
- 六 豫 算

分團ヲ設ケルトキハ前項一號乃至四號ノ事項ヲ各分團毎ニ記載スヘシ
 第四條 知事必要アリト認ムルトキハ警防團ノ組織變更ヲ命スルコトアルヘシ
 第五條 警防團ノ名稱ハ市町村毎ヲ冠スヘシ
 但分團ヲ設ケルトキハ數字ニテ分團名ヲ附スヘシ

第六條 警防ノ爲テ必要アル場合ニ於テ警察署長ハ警防團ニ對シ警戒巡邏ヲ命シ又ハ期間及人ヲ指定シテ特別勤務ヲ命スルコトヲ得

第七條 工場學校會社等ニ於テ自衛ノ爲メ特設團體ヲ設置シタルトキハ十日以内ニ第三條第一項各號ヲ具シテ所轄警察署長ニ届出スヘシ

第二章 命 免

第八條 警防團長及副團長ハ警察署長ノ推薦ニヨリ知事之ヲ命シ分團長、副分團長、部長、副部长、班長及警防員ハ市町村長及團長ノ推薦ニヨリ警察署長之ヲ命ス

第九條 左ノ一ニ該當スルモノハ警防團員タルコトヲ得ス
 一 警防團設置區域内ニ現住セサルモノ
 二 年齢十七歳未満若ハ滿五十五歳ヲ超エタルモノ
 三 身體強壯ナラサルモノ
 四 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ滿二年ヲ經過セス又ハ經過後ト雖モ改悛ノ情ナキモノ

00129

- 五 懲戒處分ニヨリ警防團員ヲ免セラレ滿二年ヲ經過セサルモノ
- 六 禁治産者準禁治産者
- 七 公費ノ救助ヲ受ケタルモノ
- 八 粗暴過激ノ言動又ハ酒癖アルモノ其ノ他ノ素行不良ノ者
- 九 監視隊員

第十條 警防團員ニシテ左ノ一ニ該當スルトキハ其ノ職ヲ失フモノトス
 但第二號ノ規程ハ團長、副團長ニ之ヲ適用セス

一 警防團設置區域外ニ轉任シタルトキ
 二 年齢滿五十五歳ヲ越エタルトキ
 三 前條第七號第九號ニ該當スルニ至リタルトキ

第十一條 警防團員疾病其ノ他ノ事故ニヨリ辭職セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ團長、副團長ハ知事ニ其ノ他ノ團員ハ團長ヲ經テ所轄警察署長ニ願出スヘシ
 第十二條 警防團員ニシテ第九條第三號第六號第八號ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ不適當ト認メタルトキ若ハ定員ノ改正ニヨリ過員ヲ生シタルトキハ退職ヲ命スルコトヲ得

第三章 組織設備及給與

第十三條 警防團ニ顧問ヲ置クコトヲ得
 顧問ハ團長ノ推薦キヨリ知事之ヲ委嘱ス

顧問ハ重要團務ニ付團長ノ諮問ニ應シ意見ヲ述フルコトヲ得
 第十四條 警防團ハ分團ヲ設置スル警防團ニアリテハ各其ノ分團ニ左ノ班ヲ置ク
 但知事ハ其ノ一部ヲ省略又ハ兼掌セシムルコトヲ得

- 一 消防班
警火消防水災防禦ニ任ス
- 二 警報班
警報ノ傳達ニ任ス
- 三 燈火管制班
燈火管制規則ニ基キ燈火管制ノ任務ニ服ス
- 四 交通整理班
交通ノ整理ニ付警察官ノ援助ヲ爲スト共ニ救護班ニ協力援助シ交通機關ノ燈火管制ト交通事故ノ防止ニ當ル
- 五 警護班
重要建物官公衙危險物水道水源電氣瓦斯等警察署長ノ指揮スル所ニ從ヒ警護ニ付警察官ノ補助ニ任ス
- 六 防毒班
專ラ毒瓦斯ノ檢知消毒ニ當ル
- 七 救護班
老幼傷者ノ救護治療及死者ノ收容ニ任ス
- 八 工作班
物体ノ擬裝遮蔽其ノ他諸般ノ工作ヲ援助ス
- 九 配給班
諸物資ノ配給ニ任ス

昭和十四年三月卅一日印刷
昭和十四年三月卅一日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所

十 避難所管理班

避難所ヲ管理シ避難者ヲ誘導シ物件ノ運搬消毒給養ノ任ニ當ル各班ハ緩急ニ應シ互ニ連絡共助スルモノトス

各班ハ土地ノ狀況ニヨリ組ニ分ツコトヲ得

第十五條 市ノ消防團ニ消防部ヲ常置シ消防部ニ部長、副部長及部員ヲ置ク

部長ハ警察署長ノ命ヲ受ケ部員ヲ指揮シ警火消防ニ從事ス副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十六條 警防團ニハ概ネ左ノ機械器具及建物ヲ設備スヘシ

機械、ポンプ及水管並ニ其ノ運搬車消火専用水管

器具、梯子、鳶口、刺叉、斧、水桶、鋸、槌、鎌、引綱、吊綱、擔架、救助綱、ラツバ、又ハ振

鈴、警鐘、國旗、分團旗、部旗、風旗(指定セルモノ)高張提灯、弓張提灯(別紙様式)スコツブ、

シヨレン、唐鍬、カケヤ槌、熊手、鉈、防毒面、メガホン、消毒藥品及器具、信號旗、サイレン

呼子笛、携帶燈、柏子木、太鼓、防護警報用具、建物、機械器具置場、警鐘檣、水上必要アリ

ト認ムル警防團ニ對シテハ特ニ鐵線、空俵、藁繩、杭木、雜土ノ設備ヲ命スルコトアルヘシ

第十七條 機械及器具ハ團長ニ於テ管理シ藥品其ノ他特殊ナル取扱ヲ必要トスルモノハ各管理者ヲ定メ管理セシムヘシ

被服機械器具建物等ノ修理引換又ハ補給ヲ要スル時ハ團長ニ於テ市町村長ニ申出スヘシ

第十八條 警防團員ノ手當ハ職務手當救助手當及功勞手當トス

但土地ノ狀況ニ依リ其ノ一部又ハ全部ヲ支給セサルコトヲ得

第十九條 職務手當ハ月手當年手當又ハ出場手當トス 但年手當ト月手當ハ出場手當ト併給スルコ

00132

トヲ妨ケス

出場手當ハ防空水火災其ノ他ノ災害警防ニ從事シタルモノ出初式點檢又ハ演習ニ出場シタルモノ若ハ臨時必要ノ勤務ニ從事シタル者ニ之ヲ給ス

第二十條 救助手當ハ弔祭料遺族扶助料 癱疾扶助料、救護料及療治料トス

弔祭料遺族扶助料ハ職務ノ爲メ死亡シタルモノ、遺族癱疾扶助料ハ職務ノ爲メ負傷シ終身不具ト爲リタルモノ、救護料ハ職務ノ爲メ負傷シ二日以上就業スルコト能ハサル者療治料ハ職務ノ爲メ負傷シ治療ヲ要スル者ニ之ヲ給ス

第二十一條 功勞手當ハ慰勞及退職手當トス

慰勞手當ハ警防ニ關シ功勞アルモノ 退職手當ハ勤續十五年以上ニシテ退職シタルモノ又ハ死亡シタルモノ若ハ死亡シタル者ノ遺族ニ之ヲ給與ス

但懲戒處分ニ依リ解職セラレタルモノニハ退職手當ヲ給セス

失職又ハ辭職シタルモノ再ヒ同一市町村ニ於テ就職シ前後通算シテ十五年以上ニ亘リ退職又ハ死亡シタルトキハ十五年以上ノ勤續者ト看做ス

勤續年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ル但十二月未滿ノ端數ハ之ヲ算入セス

第二十二條 弔祭料遺族扶助料及死亡者ノ退職手當ヲ給スヘキ遺族ハ其ノ家ニアルモノニ付左記順位ニヨル 但同順位者間ニ在リテハ其ノ親等ノ最モ近キモノヲ先ニシ同親等者間ニ在リテハ男ハ女ニ長ハ幼ニ先ンス

一 配偶者

00133

二 直系卑族

三 直系尊族

四 兄弟姉妹

第二十三條 前條ニヨリ弔祭料又ハ退職手當ヲ給スヘキ遺族ナキトキハ死亡者ノ爲葬祭ヲ行フモノニ之ヲ給スルコトヲ得

第二十四條 警防團員ノ被服ハ左ノ二種トス

第一種

第二種

第二種被服ハ消防部班員ニ併給ス

必要アルトキハ本條ニ依ル被服ノ外套及頭巾ヲ用ヒルコトヲ得

第二十五條 前條ノ規程ニヨル被服ハ第一號様式ニ依ルヘシ

第二十六條 給與シタル被服ノ使用期間ハ其ノ使用ニ堪エ得ルヲ以テ限度トス 前項ノ使用期間ニ退職又ハ死亡シタルトキハ其ノ被服ハ返納スヘシ

第四章 信號

第二十七條 空襲警報ヲ號報器電燈點滅煙火又ハ警鐘ニ依リ傳達スル場合ノ信號ハ左ノ各號ニ依ルモノトス

一 號報器ニ依ル場合ハ三秒ヲ間シ六秒宛十回 (急發急止ノ裝置ナキモノニ在リテハ數秒宛斷續十回吹鳴ス)

二 電燈點滅ニ依ル場合ハ三秒ヲ間シ五回以上ヲ點滅ス

三 煙火ニ依ル場合ハ打揚煙火四爆發トス

- 四 警鐘ニ依ル場合ハ一點ト四點班打 (○ ○ | ○ | ○ | ○) トス
- 空襲警報解除ヲ號報器又ハ警鐘ニ依リ傳達スル場合ノ信號ハ左ノ各號ニ依ルモノトス
- 一 號報器ニ依ル場合ハ一分間連續吹鳴ス
- 二 警鐘ニ依ル場合ハ鎮火信號ヲ以テ之ニ充ツ
- 沿岸港灣内ニ於ケル船舶漁舟又ハ航行中ノ船舶ニ對シ夜間ニ於テ警報ヲ傳達スル爲メ掲燈ヲ用フ
ル場合ノ信號方法ハ左記ニ依ル
- 一 警戒警報發令赤色燈三個ヲ連掲
- 二 空襲警報發令
- 連掲燈ヲ二分間點滅ヲ行ヒタル後消燈ス
- 三 空襲警報解除發令 點 燈
- 四 警戒警報解除 消 燈
- 晝間ニ於ケル警報傳達ニ旗旆ヲ用フル場合ノ信號方法ハ左記ニ依ル
- 一 空襲警報 B 旗三旆連掲
- 二 空襲警報解除 B 旗三旆降下
- 訓練空襲警報及訓練空襲警報解除ノ信號ハ前各號ニ準スルコト
- 第二十八條 火災警報信號左ノ如シ
- 一 打鐘信號
- (一) 近火信號 (望樓ヨリ約三丁以内ノトキ) (連點)
- (二) 區域内火災信號 (警防團區域内火災ノトキ)

- (三) 區域外火災應援出動信號 (警防團區域外火災應援出動ノトキ) (三點)
- (四) 報知信號 (他區内ノ火災ヲ認知シタルトキ) (二點)
- (五) 鎮火信號 (一點ト二點班打)
- (六) 演習召集信號 (一點ト三點班打)
- 二 余韻防止裝置付「モーターサイレン」信號
- (一) 近火信號 (望樓ヨリ約三丁以内ノトキ) (短聲連點)
- 短聲二秒短聲二秒同同
- (二) 火災出動信號 (近火ヲ除キ警防團區域ノ内外ヲ問ハス出動ヲ要スルトキ) (中聲一點)
- 中聲六秒 同
- (三) 演習召集信號 (長聲一點)
- 長聲六秒 長聲
- 第二十九條 水災信號ハ左ノ如シ

00136

十種間隔點投

第五章 職務權限

第三十條 團長ハ警察署長ノ命ヲ受ケ團員ノ指揮監督ニ任シ左ノ事項ヲ掌理スヘシ

一 警察官ノ命令ヲ團員ニ傳達スルコト

二 團員名簿機械器具及建物臺帳

團員出場人員名簿、避難所、救護所又ハ水利調査簿及其ノ圖面、日誌、警防團沿革誌ヲ調製整理スルコト

(第二號様式乃至第七號様式)

三 機械器具及建物ヲ保存整理スルコト

四 副團長以下ノ勤怠ヲ監督シ且其ノ身上ニ關スル事項ヲ警察署長ニ報告スルコト

五 團員身上ニ關スル願届ニ加印進達スルコト

六 其ノ他警防團ノ爲必要ナル事務

第三十一條 團長ハ毎年四月機械器具建物並被服其ノ他給與品ヲ點檢シ第八號様式ニ依リ翌月十日迄ニ所轄警察署長ニ報告スヘシ

第三十二條 團長團員ニシテ第九條又ハ第十條ノ規程ニ該當スルモノアルトキ又ハ死亡シタルトキハ速ニ所轄警察署長ニ報告スヘシ

第三十三條 團長更迭シタルトキハ十日以内ニ後任者(後任者アラサルトキハ副團長又ハ代理者)ニ事務ヲ引續ヲ了シ第九號様式ニヨリ所轄警察署長ニ報告スヘシ

第三十四條 機械器具ハ使用ノ都度及毎月一回以上手入ヲ爲シ且損亡失其ノ他異狀ヲ發見シタルトキハ其ノ旨團長ヨリ遲滞ナク警察署長及市町村長ニ報告スヘシ

00137

第三十五條 團長ハ警察署長ヨリ召集ヲ命セラレタルトキ又ハ團員召集ノ必要ヲ認メ警察署長ノ命ヲ乞フノ暇ナキトキハ左ノ處置ヲナスヘシ

一 防空實施開始命令アリタル場合ハ警防團全班ヲ召集シ各部署ニ就カシムルコト

二 區域内ニ火災アリタルトキ又ハ區域外ノ火災ト雖モ應援ノ必要アリト認メタルトキハ直チニ消防部班員ヲ召集シ各擔當ノ機械器具ヲ携ヘ現場ニ馳付ルコト

水災ノ場合亦同シ

前項各號ノ命ヲ受ケタル團員ハ直ニ指定ノ場所ニ參集スヘシ

第六章 服務規律

第三十六條 警防團員ノ遵守スヘキ事項左ノ如シ

一 常ニ警防精神ヲ練成シ一朝事有ルニ際シテハ身ヲ挺シテ難ニ越クノ覺悟アルヘキコト

二 規律ヲ嚴守シ上長ノ指揮命令ニ服從シ上下一体以テ事ニ當ルヘキコト

三 上下同僚ノ間互ニ相敬愛シ禮節ヲ重シ信義ヲ敦クシ常ニ言行ヲ慎ミ以テ鄉閭ニ範タルノ實ヲ示スヘキコト

四 職務ニ關シ私ニ金品ノ寄贈又ハ饗應接待ヲ受ケ又ハ之ヲ請求スル等ノ所爲アルヘカラサルコト

五 職務ニ關シ之ヲ知リタルト又ハ他ヨリ之ヲ聞知シタルトヲ問ハス機密ヲ濫洩セサルコト

六 警防團又ハ團員ノ名義ヲ以テ政治運動ニ關與シ又ハ他人ノ訴訟又ハ紛議ニ關與スヘカラサルコト

七 警防團又ハ團員ノ名義ヲ以テ濫ニ寄附ヲ募集シ又ハ營利行爲ヲ爲シ若ハ義務ノ負擔ト爲ルカ如キ行爲アルヘカラサルコト

- 八 長期ニ亘リ病氣又ハ服務地ヲ離ルル場合ハ團長副團長ハ警察署長ニ其ノ他ノ團員ハ團長ニ届出ツヘキコト
- 九 警察署長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ濫ニ集合スヘカラサルコト
- 十 平素何時ニテモ召集ニ應シ得ルノ準備ヲ整ヘ置キ事ニ當リ不都合ナキヲ期スルコト
- 十一 召集ノ命ヲ受ケサル場合ト雖モ非常警防事件ノ發生ヲ知リタルトキハ其ノ居宅ニ在ルト外出中ナルトニ拘ラス豫メ指示ニ從ヒ直ニ所定ノ場所ニ參集スルコト

第三十七條 警防團員ノ服務中ニ於ケル要領左ノ如シ

- 一 勤務ニ服スルトキハ制規ノ服裝ヲナスコト
- 二 勤務中ハ功ヲ争ヒ又ハ持場ヲ離ルルカ如キ所爲アルヘカラサルコト
- 三 警防ノ爲ト雖モ警察官ノ指揮ヲ受クルニ非サレハ濫ニ建造物其ノ他ノ物件ヲ毀損スヘカラサルコト
- 四 出動シタルトキハ警察官又ハ其ノ代理者ノ點檢ヲ受クルニ非サレハ退散セサルコト
- 五 職務ニ從事中ハ飲酒スヘカラサルコト
- 六 貸與品給與品等ハ大切ニ保管シ服務以外ニ於テ之ヲ使用シ若ハ他人ニ貸與スルカ如キ所爲アルヘカラサルコト
- 七 機械器具其ノ他警防團ノ設備資材ハ職務ヲ以テスル場合ノ外之ヲ使用セサルコト
- 八 區域外ノ警防ニ應援スル場合ハ必ラス警察部長又ハ警察署長ノ指揮命令ニ從ヒ統制アル行動ヲ爲スヘキコト

第七章 警 防 線

第三十八條 爆彈毒瓦斯彈燒夷彈ノ落下地點及出火場ヲ距ル凡ソ一丁ノ場所ヲ警防線トス

第三十九條 左ニ掲タルモノノ警防線ニ立入ルコトヲ得ス

- 一 警防線内ニ住居シ又ハ建物ヲ有スルモノ
- 二 警察官ニ於テ警防線内ノ居住者又ハ建物所有者ノ親族知己等ニシテ援助ヲ爲スノ必要アリト認ムルモノ
- 三 警察官ニ於テ官公吏電氣又ハ瓦斯ニ關スル從業員醫師其ノ他援護ニ從事スルモノニシテ線内ニ入ル必要アリト認ムルモノ
- 四 右ノ外警察官ニ於テ線内ニ立入ルノ必要アリト認ムルモノ前項ノ者ト雖モ警防上必要アルトキハ警防線外ニ退去ヲ命スルコトアルヘシ

第八章 賞 罰

第四十條 警察部長ハ左ノ各號ニ該當スル警防團ニ對シ別ニ定ムル規定ニ依リ其ノ團旗ニ綬ノ使用ヲ認許シ認許狀(第十號様式ニヨル)ヲ授與ス

- 一 防空水火消防其ノ他警防ニ關シ功勞拔群ニシテ一般ノ模範トナルヘキモノ
- 二 紀律訓練優秀ニシテ一般ノ模範トナルヘキモノ
- 第四十一條 警察部長ハ警防團員トシテ防空水火消防其ノ他警防ニ關シ功勞拔群ニシテ一般ノ模範タルヘキモノ又ハ規律嚴正勤務勉勵警防ニ關スル技能ニ熟達シ一般ノ模範タルヘキモノ及拾五年以上勤績シ功績アルモノ又ハ警防事業ノ發展ニ關シ偉績アルモノニ對シ左ノ證書ヲ授與ス

- 一 功 績 證 (第十一號様式)
 - 二 功 勞 證 (第十二號様式)
- 前項ノ證書ヲ授與セラレタルモノハ第十三號様式ノ記章ヲ佩フルコトヲ得

00144

第五號様式 (水利調査簿)

| 名稱 | 位置 | 所有者又は管理者名 | 備考 |
|-----|-------------|-----------|--------------------|
| 井戸 | 何市町村大字番地(戸) | | 何小路ヨリ裏又ハ正門ヨリ入ルヲ便トス |
| 泉水 | | | |
| 堀井 | | | |
| 溝渠 | | | |
| 消火栓 | | | |
| 何々 | | | |

00145

第六號様式 日誌様式

一、何々 () 月 () 日 () 曜日 () 天
 一、何々 () 月 () 日 () 曜日 () 天
 一、何々 () 月 () 日 () 曜日 () 天

第七號様式

警防團沿革誌

備考 本様式ハ別ニ之ヲ示サス

但記載事項ハ消防組ノ沿革ヨリ始リ防護團ノ設立ヲ併記シ警防團ニ至ル以下將來ニ及フ

00100

第十號様式

第 號

認 許 狀

何 警防團

紀律嚴肅ニシテ訓練熟達シ他ノ模範タリ (昭和
年 月 日ノ際警防ニ従事シ團員一致能
ク職責ヲ盡シ其ノ功勞嚴顯著ナリト認ム) 仍テ綬
(第 等)ノ使用ヲ認許ス

昭和 年 月 日

鳥取縣警察部長名印

第十一號様式

第 號

功 績 證

何警防團第 分團

職名 氏 名

年ヨリ警防團員トナリ茲ニ勤績何年職務勉勵(年
以來警防事業ノ發展ニ關シ盡力シ) 其ノ功績顯著
ナリトス仍テ之ヲ證ス

昭和 年 月 日

鳥取縣警察部長名印

第十二號樣式

| | |
|---|---|
| 第 | 號 |
| 功 | 勞 |
| 證 | |
| 縣 | 警 |
| 署 | 長 |
| 名 | 氏 |
| 職 | 名 |
| 分 | 團 |
| 第 | 日 |
| 何 | 警 |
| 防 | 團 |
| 第 | 日 |
| 分 | 團 |
| 功 | 勞 |
| 證 | |
| 縣 | 警 |
| 署 | 長 |
| 名 | 氏 |
| 職 | 名 |
| 分 | 團 |
| 第 | 日 |
| 何 | 警 |
| 防 | 團 |
| 第 | 日 |
| 分 | 團 |

鳥取縣警察部長名印

昭 和 年 月 日

鳥取縣警察部長名印

第十一號樣式

第十三號樣式

功 績 章

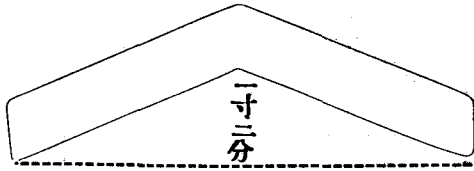
赤 色



二 寸 八 分

功 勞 章

黃 色



三 寸 八 分

地質羅紗ニシテ左腕ニ附スルモノトス

00152

提 灯 (第十六條中別紙様式)

未 定

訓 令

◆鳥取縣訓令甲第二號

警防團令施行細則取扱手續左ノ通定ム

昭和十四年三月三十一日

鳥取縣知事

| | | | |
|---------|-----------|---------|---------|
| 副 見 喬 雄 | 副 取 扱 手 續 | 市 町 村 長 | 警 察 署 長 |
|---------|-----------|---------|---------|

第一條 警察署長警防團令施行細則(以下單ニ細則ト稱ス)第三條ノ規定ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ具シ速ニ之ヲ進達スベシ

警察署長市町村長ノ申請ヲ俟タズ警防團ノ設置又ハ警防團ノ組織、定員、施設、給與ノ變更ヲ命ズルノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由財政状態其ノ他參考事項ヲ具シ報告スベシ

第二條 警察署長、團長、副團長ノ推薦ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ調査シ知事ニ報告スベシ
顧問委嘱ノ必要アルトキ亦同ジ

- 一 性質素行
- 二 職業經歷及前科ノ有無

00153

三 資産及信用程度

政治關係ノ有無

五 細則第九條各號ニ抵觸ノ有無

第三條 警察署長警防團員ノ任命ヲ行フニ際シテハ別記第一號様式ノ辭令ヲ交付スベシ
帝國在郷軍人會員タル者ヲ警防團員ニ任命セムトスルトキハ豫メ聯隊區司令官又ハ海軍鎮守府入事部長ニ協議スベシ

第四條 警察署長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアルトキハ別記第二號様式ニ依リ報告スベシ
一 警防團ノ表彰ヲ行フノ必要アリト認ムルトキ

二 知事ニ於テ警防團員ノ表彰ヲ行フノ必要アリト認ムルトキ

第五條 警察署長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ知事ニ報告スベシ
一 二以上ノ警防團ヲ同時ニ召集訓練ヲ爲サムトスルトキ

二 警防團ノ行動ニシテ注意ヲ要スルト認ムルトキ

三 分團長部長以下ニ對シテ行ヒタル知事ノ表彰ヲ褫奪スルノ必要アリト認ムルトキ

四 分團長部長以下ヲ懲戒(表彰褫奪ヲ含ム)シタルトキ

五 團長、副團長又ハ顧問死亡若ハ失職シ或ハ懲戒ノ必要ヲ認メタルトキ

第六條 警察署長ハ警防團員ノ命免、失職、退職又ハ懲戒處分ヲ爲シタルトキハ市町村長ニ通知スベシ

別記第一號様式

何 某

何警防團第
(分團長ヲ命ス
(副分團長))

年 月 日

鳥取縣何警察署長印

任衛文記載例

(團長辭令)

何警防團消防部長 (副部長) ヲ命ス

(班長辭令)

何警防團何分團何班長ヲ命ス

| | | | | | | | | |
|------------------|-------------|---|--|------------------|-----------------------|------------------|--|---|
| 參 考 事 項 | 年 月 日 | 既 往 ニ 於 テ 表 彰 ヲ 受 ケ タ ル 事 實 ア ラ バ 其 ノ 概 要 及 日 | 表 彰 ヲ 必 要 ト ス ル 事 實 ト 細 實 ト | 組 織 及 費 | 設 置 年 月 日 | 警 防 團 名 | (一) 警 防 團 表 彰 具 申 書 | 何警防團警防員ヲ命ス (警防員辭令) 別認第...號様式(用紙半紙型) |
| | | | | | | | | |

(二) 警防團員表彰具申書

| 氏名、部、班、職、年、齡 | 在職 | 年數 | 警防團員トナリシ年月日 | 効勞要 | 概効要 | 従來表彰ヲ受ケタル事實アラバ其ノ概要及年月日 |
|--------------|-----------|----|-------------|-----|-----|------------------------|
| 消防組員 | 消防組員 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |
| 警防員 | 警防員 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |
| 班長 | 班長(副班長) | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |
| 部長 | 部長(副部長) | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |
| 分團長 | 分團長(副分團長) | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |
| 副團長 | 副團長 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |
| 團長 | 團長 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |
| 計 | | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |

備考
消防組員ヨリ引續キ警防團員トナリシ者ニアリテハ消防組員拜命年月日ヲ參考事項欄ニ附記ス
ルコト

告示

鳥取縣告示第百九十四號
左記ノ通農事實行組合解散ノ届出アリタリ
昭和十四年三月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

00158

| | | | | | | |
|----------|--------|----|-----|----|----|-------------|
| 名 | 稱 | 事務 | 所ノ所 | 在地 | 解散 | 年月日 |
| 湯谷農事實行組合 | 八頭郡西郷村 | | | | | 昭和十四年二月二十六日 |

◆鳥取縣告示第九十五號
米穀現在高調査員左ノ通囑託解囑アリタリ
昭和十四年三月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

| | | | | |
|---------|-------|--------|----------|------------|
| 囑託調査員氏名 | 解囑者氏名 | 擔當調査區域 | 職務執行ノ場所 | 囑託、解囑年月日 |
| 筏津勇氣雄 | 入江秀義 | 東伯郡日下村 | 東伯郡日下村役場 | 昭和十四年三月二十日 |
| 露木博三 | 小倉俊男 | 八頭郡西郷村 | 八頭郡西郷村役場 | 同 |
| 西浦淺吉 | 青木雅由 | 氣高郡吉岡村 | 氣高郡吉岡村役場 | 同 |

◆鳥取縣告示第九十六號

繭絲調査指導員左ノ通囑託及解囑並擔當調査區域ノ變更アリタリ

昭和十四年三月三十一日

鳥取縣知事 副 喬 雄
繭絲調査指導員ノ囑託

00159

| | | | | | |
|---------|---------|------|---------|-------|-----------|
| 職名 | 擔當事務 | 擔當區域 | 官職位勳功 | 氏名 | 囑託年月日 |
| 繭絲調査指導員 | 繭絲諸調査全般 | 縣下一圓 | 地方農林技師 | 藤田 瑾太 | 昭和十四年三月七日 |
| 同 右 | 繭ノ現在高調査 | 同 右 | 鳥取縣技師 | 藤倉榮一郎 | 同 右 |
| 同 右 | 管内繭絲諸調査 | 一日野郡 | 鳥取縣農林技師 | 潮 淳 | 同 右 |

二 繭絲指導調査員ノ解囑

| | | | | | |
|---------|---------|---------------|---------|-------|-----------|
| 職名 | 擔當事務 | 擔當區域 | 官職位勳功 | 氏名 | 解囑年月日 |
| 繭絲調査指導員 | 繭絲諸調査全般 | 縣下一圓 | 地方農林技師 | 蓬臺 精市 | 昭和十四年三月七日 |
| 同 右 | 管内繭絲諸調査 | 鳥取市、岩美郡、氣高郡一圓 | 鳥取縣農林技師 | 林原 明重 | 同 右 |
| 同 右 | 同 | 東伯郡一圓 | 同 | 小山 寬一 | 同 右 |

三 繭絲調査指導員ノ擔當變更

| | | | | | |
|---------|------------|------------|--------|--------|-----------|
| 職名 | 新擔當事務及調査區域 | 舊擔當事務及調査區域 | 官職位勳功 | 氏名 | 變更年月日 |
| 繭絲調査指導員 | 管内繭絲產費調査一圓 | 管内繭絲產費調査一圓 | 地方農林技師 | 上田 茂三郎 | 昭和十四年三月七日 |
| 同 右 | 管内繭絲諸調査 | 管内繭絲諸調査 | 地方農林技師 | 小原 茂 | 同 右 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---------------|--------------|------|---|---|
| 同 | 右 | 同 | 右 | 鳥取市岩美郡氣高諸調査一圓 | 管内藤絲日野郡鳥取縣技手 | 上山巖 | 同 | 右 |
| 同 | 右 | 同 | 右 | 東伯郡高調査一圓 | 藤ノ現在縣下 | 小松哲元 | 同 | 右 |

◆鳥取縣告示第九十七號
 八頭郡社村大字古用ヶ瀬川元健太郎ハ本年三月十六日住所地ヨリ同郡船岡村ニ至ル間ニ於テ牛馬商免許鑑札紛失シタルニ付再下附方願出タルニ依リ三月二十七日付ヲ以テ再交付セルニ依リ昭和九年七月一日付第九四號牛馬商免許鑑札ハ無効トス

昭和十四年三月三十一日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◆鳥取縣告示第九十八號
 氣高郡豐實村下段耕地整理組合長左ノ通選任ノ件認可セリ

昭和十四年三月三十一日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

氣高郡豐實村大字下段
 組合長 谷口力藏

◆鳥取縣告示第九十九號
 氣高郡吉岡村長柄第二耕地整理組合地區並設計書變更ノ件認可セリ

昭和十四年三月三十一日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

昭和十四年三月卅一日印刷
 昭和十四年三月卅一日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
 印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海支所